

公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則

(平成30年12月28日制定)

改正 令和2年3月26日

改正 令和4年3月25日

改正 令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、公立学校共済組合貸付規程（平成30年12月28日全部改正。以下「規程」という。）に定めるもののほか、貸付けの実施に必要な事項を定めるものとする。

(規程第2条第1号の規則で定める者)

第2条 規程第2条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3の規定により任用された職員又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項の規定若しくはこれに相当する規定により採用された職員
- (2) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。次条第3号において「施行令」という。）第2条第1項第5号から第7号までの規定により組合員資格を取得した非常勤職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員
- (5) 前4号に規定する職員に準じる雇用契約により雇用され、組合員資格を取得している者

(規程第2条第4号の規則で定める者)

第3条 規程第2条第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項に規定する教育長を含み、第3号に掲げる者を除く。）である組合員
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうち第1号及び第3号に掲

げる者を除く。)である組合員

(3) 施行令第2条第1項第6号及び第7号の規定により組合員資格を取得した非常勤職員

(4) 規程第5条第1号に規定する借受資格を有する者のうち前3号に掲げる者以外の者

(規程第2条第4号の規則で定める額)

第4条 規程第2条第4号の規則で定める額は、次に掲げる給与又は報酬の額に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第10条の規定に相当する条例の規定による給料の調整額及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条に規定する教職調整額を含めた額とする。

(1) 前条第1号に定める者 その支給を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給料として別に定めるところにより算定した額

(2) 前条第2号に定める者 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与の額

(3) 前条第3号に定める者 その支給を受ける報酬(地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する報酬をいう。)

(4) 前条第4号に定める者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与の額

(規程第5条第2号の規則で定める教育機関)

第5条 規程第5条第2号の規則で定める教育機関は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校

(2) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(3) 学校教育法第134条に規定する各種学校

(4) 前3号に準ずる外国の教育機関のうち、入学し、修学する又は受講する課程の修業年限が3月以上で、かつ、正規の教育課程の修業年限が1年以上のもの

(規程第6条第2号の規則で定める者)

第6条 規程第6条第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 現に給与の差押えを受けている者

(2) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者

(3) 貸付保険事故者(保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除

く。)

- (4) 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過していない者
- (5) 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経過していない者
- (6) 第16条第1項第3号に該当する者
- (7) 前各号に掲げるほか、支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めたと認めた者

(組合員資格喪失後の期間に係る貸付金の利率)

第7条 組合員資格喪失後の期間に係る貸付金の利率については、規程第2条第8号及び規程第10条の規定を準用する。この場合において、規程第2条第8号中「各月の初日に適用されているもの」とあるのは、「借受人が組合員の資格を喪失した日の前日に適用されているもの」と読替えるものとする。

(貸付申込書)

第8条 規程第11条の規定により貸付けを申し込む者(以下「申込人」という。)は、別紙様式第1号による貸付申込書に別に定める必要書類を添付しなければならない。

(貸付けの決定手続)

第9条 支部長は、規程第12条第1項の規定により貸付けを行うと決定したときは、次に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める書類を申込人に交付する。

- (1) 次号以外の貸付け 別紙様式第2号による貸付決定通知書(以下「決定通知書」という。)及び別紙様式第3号による償還表
 - (2) 高額医療貸付け及び出産貸付け 決定通知書
- 2 支部長は、別紙様式第4号による貸付借用証書(以下「借用証書」という。))と引き替えに貸付金を申込人に交付する。
- 3 支部長は、借受人ごとに別紙様式第5号による貸付原票を作成しなければならない。

(規程第12条第1項第2号の規則で定める金融機関等)

第10条 規程第12条第1項第2号の規則で定める金融機関等は、銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他組合員が借入れを受けている一切の団体をいう。

(規程第12条第1項第2号の規則で定める額)

第11条 規程第12条第1項第2号の規則で定める額は、前条に規定する金

融機関等からの借入金のうち、貸付申込日の属する月の初日から起算して1年を経過する日までの間に当該金融機関等に返済する額をいう。

(半年賦の取扱い)

第12条 ボーナス(規程第2条第5号の規定による。以下同じ。)償還において償還期間が6月に満たない場合は、規程第14条第3項の規定にかかわらず月賦を用いることとする。

(賦金率表)

第13条 規程第14条第6項の規則で定める賦金率表は、別に定める。

(償還の猶予)

第14条 規程第17条第1項の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業(同法第19条に規定する部分休業を除く。)をしている場合
 - (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業(同法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を除く。)をしている場合
 - (3) 育児・介護休業法第2条第2号又は同法第61条第6項において準用する同条第3項に規定する介護休業(同法第23条第3項に規定する所定労働時間の短縮等の措置及びこれに相当する所定労働時間の短縮等の措置を除く。)をしたとき。
 - (4) 地方公務員法第28条第2項第1号に規定する事由に該当し、同項に規定する休職の処分又はこれに相当する処分を受け、かつ、給料の全部が支給されない場合
 - (5) 地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けた場合
 - (6) 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けた場合
- 2 前項各号の事由に該当した場合に償還を猶予することができる期間は、次の各号に掲げる期間が開始した日から終了した日の属する月までとする。
- (1) 前項第1号及び第2号の場合 育児休業の期間
 - (2) 前項第3号の場合 介護休業の期間
 - (3) 前項第4号の場合 無給休職の期間(傷病手当金又は傷病手当金附加金(公務又は通勤災害におけるこれに類する給付を含む。)の支給を受けている期間を除く。)
 - (4) 前項第5号の場合 配偶者同行休業の期間(3年を限度とする。)
 - (5) 前項第6号の場合 償還の猶予を希望する旨の申出(以下「猶予申出」

という。)のあった日の属する月の翌月(貸付けの申込みと同時に猶予申出のあった場合は、初回の償還日の属する月)から12か月(猶予額の償還)

第15条 規程第17条第2項の規定により償還を猶予された期間(以下この条において「償還猶予期間」という。)における償還額(以下この条において「猶予額」という。)については、償還猶予期間が終了した月の翌月(ボーナス償還の場合は直後の6月又は12月)から、猶予された償還期間の範囲内で、毎月償還及びボーナス償還(以下「定期償還」という。)の償還額に上乗せして償還するものとする。

2 前項にかかわらず、支部長が認めたときは、猶予額を償還猶予期間が終了した月の翌月(ボーナス償還の場合は直後の6月又は12月)から、猶予された償還期間の範囲内で、一回払い又は二回払いにより返済することができる。

(即時償還の例外)

第16条 規程第19条の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 借受人が規程第19条第1号又は第2号に該当し、法第115条第4項の規定により徴収を囑託するとき(次号に該当する場合を除く。)
 - (2) 借受人が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣され、規程第19条第1号又は第2号に該当し、理事長の承認を得て、法第115条第4項の規定により徴収を囑託するとき又は振込みによる定期償還を継続するとき。
 - (3) 借受人が規程第19条第3号から第5号までのいずれかに該当し、支部長の判断により定期償還を継続するとき。
- 2 支部長は、前項第3号の規定により定期償還を継続することとなった借受人に対し、当該事由に該当することとなった貸付金の償還が完了するまでは、新たな貸付け(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)を行わない。

(規程第21条第2項の規則で定める額)

第17条 規程第21条第2項の規則で定める額は、規程第10条第1項各号定める利率に0.06パーセントを加算して得た額とする。

(規程第22条第2項の規則で定める額)

第18条 規程第22条第2項の規則で定める額は、公立学校共済組合団信制度事務取扱要領に定める額とする。

(他の共済組合からの転入に伴う貸付け)

第19条 規程第37条の規則で定める他の共済組合からの転入に伴う貸付けについては、規程第5条第1号から第9号までの各号に掲げる貸付けの種類に該当する貸付けを行うものとする。

2 前項に定める貸付金の額の単位は、規程第8条及び規程第14条第3項の規定にかかわらず1円を単位とすることができる。

3 支部長は、第9条第2項の規定にかかわらず、申込人の承諾を得て、転出元の共済組合に貸付金を送金することができる。

(退職派遣者の採用に伴う貸付け)

第20条 規程第38条の規則で定める借換えの対象となる金融機関等は、次に掲げるものとする。

(1) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号又は第3号の事業を行う協同組合連合会

(2) 住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等

(3) 都道府県互助会等であって支部長が定めるもの

2 規程第38条の規則に定める退職派遣者の採用に伴う貸付けについては、規程第5条第1号から第9号までの各号に掲げる貸付けの種類に該当する貸付けを行うものとする。

3 貸付金の額の単位は、規程第8条の規定にかかわらず1円を単位とすることができる。

(領収証書の交付)

第21条 支部長は、規程第15条ただし書及び規程第34条第2項の規定による払込みを受けたときは、領収証書を借受人に交付するものとする。

(借用証書の返付)

第22条 支部長は、貸付金の償還が完了したときは、借用証書を借受人に返付しなければならない。

(資金の回送)

第23条 理事長は貸付けに要する資金を毎事業年度の事業計画及び予算で定める範囲内において、支部長の申請に基づき回送するものとする。

(様式の特例)

第24条 支部長は、特別の事情により別紙様式各号に定める書類について当該様式により難しいと認めるときは、その記載内容及び形式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

2 支部長は、前項の規定により様式を定めたときは、その写しを理事長に送

付しなければならない。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年12月28日から実施し、同年1月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月26日)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月25日)

この改正は、令和4年7月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月30日)

このこの改正は、令和5年4月1日から実施する。ただし、改正後の第2条第2号、第3条第3号、第4条本文及び第3号の規定については、令和4年10月1日から適用する。

別 紙 様 式

目 次

- 様式第1号(1) 一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付申込書
- 様式第1号(2) 住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)貸付申込書
- 様式第1号(3) 高額医療貸付申込書
- 様式第1号(4) 出産貸付申込書
- 様式第2号(1) 貸付決定通知書
- 様式第2号(2) 高額医療・出産貸付決定通知書
- 様式第3号 償還表
- 様式第4号(1) 一般・特別・住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)・
教育・災害・医療・結婚・葬祭・特例住災・介護(特例住災)・
特定住災・介護(特定住災)貸付借用証書
- 様式第4号(2) 高額医療・出産貸付借用証書
- 様式第5号(1) 貸付原票
- 様式第5号(2) 高額医療・出産貸付原票

様式第1号(1)

										所属コード		
										職員番号		
申込番号 第 号 一般・特別・教育・災害 医療・結婚・葬祭 (○で囲む)										貸付区分 (○で囲む)		審査
貸付申込書										新規・借換		
申込金額	円	内訳	毎月償還	円	※決定金額	円	内訳	毎月償還	円	ボーナス償還	円	受付
			ボーナス償還	円				ボーナス償還	円			
給料月額			円	借受中の貸付金の償還額	貸付種別		毎月償還	円	ボーナス償還	円		
給料月額の10分の3に相当する額			円		一般貸付け	円	円					
給料月額の10分の6に相当する額			円		特別貸付け	円	円					
希望する償還回数			毎月償還		回	住宅貸付け	円	円				
			ボーナス償還		回	介護構造部分の貸付け	円	円				
申込事由					住宅災害貸付け	円	円					
					教育貸付け	円	円					
対象者氏名			続柄()		災害貸付け	円	円					
					医療貸付け	円	円					
入学又は修学する学校名 (教育貸付けの場合のみ記入)					結婚貸付け	円	円					
					葬祭貸付け	円	円					
受取金融機関			銀行		合計	円	円					
					支店(口座番号		号)					
団体信用生命保険(教育貸付けの場合のみ○で囲む)										適用・非適用		
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿												
申込人	所属所名		(Tel)									
	現住所		〒 (Tel)									
	組合員資格取得年月日		昭和・平成・令和 年 月 日									
	職名		フリガナ									満歳
		氏名									印	
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 所属所長名												

- 注意(1)※印の欄は、記入しないこと。
 (2)給料月額の欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。
 (3)対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者が申込人以外るときに記入すること。
 (4)申込人は、自書すること。
 (5)所属所長の印章は、公印とすること。

様式第1号(2)

		所属コード			
		職員番号			
申込番号 第 号				貸付区分 (○で囲む)	
住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)				新規・借換	
貸付申込書 (○で囲む)					
申込金額	円	内訳	毎月償還	円	※決定金額
			ボーナス償還	円	円
給料月額	円	借受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
組合員期間	年		一般貸付け	円	円
給料の月数	月		住宅貸付け	円	円
給料月額の10分の3に相当する額	円		介護構造部分の貸付け	円	円
給料月額の10分の6に相当する額	円		住宅災害貸付け	円	円
希望する償還回数	毎月償還		回数	教育貸付け	円
	ボーナス償還	回数	災害貸付け	円	円
申込事由 (○で囲む)	(住宅敷地)の	(新築・増築・改築・移築・修理・購入・借入・補修)	医療貸付け	円	円
			結婚貸付け	円	円
			葬祭貸付け	円	円
			合計	円	円
購入又は工事完了予定年月日		令和 年 月 日	給与支給機関		
貸付限度額	組合員期間による算出	(給料月額) × (貸付規程第7条第7号イに定める組合員期間に対応する数) = 円			
	申込時の退職手当額	在職年数 年 (給料月額) × (自己都合退職による退職手当支給率) (調整額) = 円			
受取金融機関		銀行 支店(口座番号 号)			
団体信用生命保険(○で囲む)		適用・非適用			
<p>公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合 支部長 殿</p>					
申込人	所属所名	(Tel)			
	現住所	(Tel)			
	組合員資格取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			
	職名	フリガナ	生年月日		
	氏名	印	年 月 日(満 歳)		
<p>上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属所名 所属所長名 印</p>					

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)給料月額の欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。

(3)組合員期間の1年未満の端数は切り捨てること。

(4)申込時の退職手当額の欄は、貸付規程第2条第7号に規定する退職手当の額を記入すること。

(5)申込人は、自書すること。

(6)所属所長の印章は、公印とすること。

現在の住宅状況 (具体的に記入すること)						
候補物件の状況	所在地 (登記簿上の地番)					
	構造の 大要	一戸建住宅	造 階建	階面積 m ²	室数	室 畳
		集合住宅 (マンション等)	造 階建の 階部分、専有	階面積 m ²	室数	室 畳
	敷地の状況		所有地	・地目		
		購入地	・地積		m ²	
		借地				
資金計画		貸付申込金 (必要額)	民間金融機関等 借入金	自己資金	その他の借入金	合計 (契約額)
		円	円	円	円	円
新物件に居住する家族構成	申込人との続柄		氏名	年齢	備考	
	本人					
住宅及び敷地所在地の見取図(最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること)						

注意 増改築の場合は、完成後の全体面積も記入すること。

様式第1号(3)

		組合員・任継組合員		所属コード			
				職員番号			
高 額 医 療 貸 付 申 込 書							
申 込 金 額		千円		※ 決 定 金 額		千円	
療 養 を 受 け た 者							
氏 名		続 柄		氏 名		続 柄	
保 険 医 療 機 関 等							
所 在 地				所 在 地			
名 称				名 称			
T E L				T E L			
受取金融機関		銀行		支店 (口座番号		号)	
<p>公立学校共済組合貸付規程に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合 支部長 殿</p>							
申 込 人	組 合 員 又は 任意継続組合員		所 属 所 名		(Tel)		
			組合員証又は任意継続組合員証記号番号				
	組合員又は任意継続組合員資格取得年月日				年 月 日		
	現 住 所		〒 (Tel)				
	職 名		フリガナ				満 歳
		氏 名		印			
<p>上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属所名 _____</p> <p style="text-align: right;">所属所長名 _____ 印</p>							

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(3)申込人は、自書すること。

様式第1号(3)

審 査	貸 付	受 付

※高額療養費相当額の算定等

保険医療機関等の
請求(領収)金額

控 除 額

高額療養費相当額

円 円 円
〔 〕 - 〔 〕 = 〔 〕

様式第1号(4)

		組合員・任意継続組合員		所属コード	
				職員番号	
出 産 貸 付 申 込 書					
申込金額		千円		※決定金額	千円
出 産 者	氏名		続柄	被扶養者認定日 (続柄が本人以外の場合に記入)	年 月 日
	出産予定日	年 月 日	妊娠 か月	単胎・多胎(胎児の数:)	
申込事由 (○で囲む)		1 出産予定日まで2月以内(多胎の場合は4月以内)で費用が必要なため 2 妊娠4月以上で、医療機関等へ一時的な支払が必要なため(1の場合を除く)			
貸付限度額		出産費・家族出産費(千円) × 胎児の数() = 千円			
受取金融機関		銀行 支店 (口座番号 号)			
<p>公立学校共済組合貸付規程に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合 支部長 殿</p>					
申 込 人	組合員 又は 任意継続組合員	所属所名	(Tel)		
		組合員証又は任意継続組合員証記号番号			
	組合員又は任意継続組合員資格取得年月		年 月 日		
	現住所	〒 (Tel)			
	職名	フリガナ			満 歳
	氏名	印			
<p>上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属所名 _____</p> <p style="text-align: center;">所属所長名 _____ 印</p>					

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)妊娠4月以上とは、85日以上をいう。

(3)所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(4)申込人は、自書すること。

貸付決定通知書

令和 年 月 日

殿

公立学校共済組合 支部長 印

令和 年 月 日付けで申込みのありました貸付けは、公立学校共済組合貸付規程第12条の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 貸付決定番号	第 号		
2 貸付種別	一般・特別・住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)・教育・災害医療・結婚・葬祭・特例住災・介護(特例住災)・特定住災・介護(特定住災)		
3 貸付金額	円	内訳	毎月償還 円
			ボーナス償還 円
4 未償還元金	円	内訳	毎月償還 円
			ボーナス償還 円
5 差引送金額	円		
6 償還回数	毎月償還		回
	ボーナス償還		回
7 1回当たり償還額	毎月償還		円 (最終回 円)
	ボーナス償還		円 (最終回 円)
8 貸付利率	毎月償還 月利	% (貸付金保険料充当金率を含む。)	
	ボーナス償還 半年利	% (貸付金保険料充当金率を含む。)	
9 送金年月日	令和 年 月 日		

注意 この通知書を受理したときは、直ちに借用証書を支部長あて送付すること。

高額医療・出産貸付決定通知書

令和 年 月 日

殿

公立学校共済組合 支部長 印

令和 年 月 日付けで申込みのありました貸付けは、公立学校共済組合貸付規程第35条において準用する第12条の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 貸付決定番号	第 号
2 貸付種別	高額医療・出産
3 貸付金額	, 000円
4 送金予定年月日	令和 年 月 日
5 貸付金の償還	高額医療貸付けにあつては共済組合から支給される高額療養費から、出産貸付けにあつては同じく出産費又は家族出産費から、貸付金に相当する金額を控除します。

注意 この通知書を受理したときは、直ちに借用証書を支部長あて送付すること。

様式第4号(2)

組合員・任継組合員	所属コード	
	職員番号	

貸付決定番号 第 号 証書番号 番号第 号

高額医療・出産 貸付借用証書

(○で囲む)

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金					0	0	0

公立学校共済組合貸付規程の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 無利息とします。
- 2 貸付金は、高額医療貸付けにあつては高額療養費、出産貸付けにあつては出産費又は家族出産費からの控除をもって償還するものとします。
- 3 上記2による控除後もなお貸付金に残金がある場合は、これらの給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しをもって償還するものとし、なお残金がある場合には支部長の定めるところにより償還するものとします。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日

公立学校共済組合 支部長 殿

借 受 人	組 合 員 又は 任意継続組合員	所 属 所 名	(Tel)
		組合員証又は任意継続組合員証記号番号	
	現 住 所	〒	(Tel)
	職 名	フリガナ	
		氏 名	印

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自書すること。

